

～男女共同参画社会の実現に向けて～

第3号 2013年11月

イーストピア

男女共同参画社会とは

男女が、互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、
性別にかかわらず、あらゆる分野で共に参画し、
その能力と個性を十分に発揮することができる社会のことです。



「男女共同参画社会」を皆さんの身近なものとして考えてもらうため、
情報誌の愛称を考えました。

東郷町が「男女共同参画社会」という「理想郷(ユートピア)」を目指す
意味で、東郷町の「東(イースト)」と合わせた用語「イーストピア」を情報
誌のタイトルとして決定しました。

■平成24年度東郷町男女共同参画事業報告

◆平成24年度サテライトセミナー

◆東郷町男女共同参画推進事業「映画会」 『毎日かあさん』



映画を観て、男女共同参画について考える「映画会」を開催しました。

約450名の方に参加していただき、上映後、参加者からは「映画を通じて家族のあり方や大切さについて考える時間となりました。」など多くの感想をいただきました。

(平成24年10月20日 町民会館)

◆第30回東郷町文化産業まつり

文化産業まつりで、男女共同参画啓発パネルの展示及び男女共同参画についてのアンケートを行いました。

毎年アンケートを行い、町民の皆さんの男女共同参画に対する意識を調査しています。

(平成24年11月11日 いこまい館)



■インタビュー



(小山 富夫 東郷町男女共同参画審議会 副会長)

男女共同参画社会は、21世紀に更に推進させなければならない社会の仕組みです。

特に、家庭生活において、今までは多世帯家庭が一般的でしたが、今後は単独世帯家庭が標準となり、生活のあらゆる場面で役割分担生活から男女共同参画生活への切り替えが求められてきます。

今後も皆さんと一緒に男女共同参画について考えていければと思っております。

(浅井 せつ子 審議会委員)

家庭、地域、学校、職場などで、性別にとらわれずお互いを理解し合うことによって、差別のない個人の適性に合った社会となり、「個人の能力の発揮」、「モチベーションの向上」、「社会の好循環」などを生み出すことが期待できます。

今後も皆様と一緒にできることから男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいけたらと思っております。



■ワーク・ライフ・バランス

《ワーク・ライフ・バランスってなに？》

皆さんは、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉をご存じですか？
働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

《ワーク・ライフ・バランスを実現すると、どんなメリットがあるの？》

ワーク・ライフ・バランスへの取組は、働く方々にとっても事業主にとっても、それぞれメリットがあります。

働く方々にとっては…



企業にとっては…

- 長時間労働を改善し、従業員の健康が守られる
- 仕事以外の生活を充実させることで、従業員の満足度や仕事への意欲が高まる
- 限られた時間で仕事を遂行しようとするため、仕事の効率化が図られる



「政府広報オンライン
（ワーク・ライフ・バランス）」より転載



男女共同参画情報コーナー
（役場正面玄関）

ワーク・ライフ・バランスは、働く方々と事業主が共に協力して、自主的に取り組むことが望ましく、国や地方公共団体などが支援し、社会全体で取組を進めて行くべきものです。

このような取組について詳しく知りたい方や、男女共同参画関連の図書を読みたい方は、役場正面玄関及び図書館に設置しています「男女共同参画情報コーナー」をご利用ください。このコーナーでは、図書の貸し出しを始め、男女共同参画に関する情報を提供しています。役場や図書館にお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

■インフォメーション

愛知県女性相談センター (ウィルあいち内)	<p>女性相談センターでは、女性の抱える悩みごとや心配ごとなどのさまざまな相談に応じています。</p> <p>同時に、配偶者からの暴力（DV）で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。</p>
	<p>女性相談員による相談</p> <p>○ 電話相談 専用ダイヤル 052-962-2527 女性相談員がお聴きし、一緒に考えます。 相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日 午前9時～午後4時 祝日、年末年始は休み</p> <p>○ 面接相談（予約制） 電話相談の後、必要に応じて女性相談員が行います。 相談時間：火～金曜日 午前9時～午後5時 水曜日は午後8時30分まで 月曜日、祝日、年末年始は休み</p>
	<p>弁護士による専門相談</p> <p>○ 面接による法律相談（予約制） 身の回りの法律問題について、女性弁護士がアドバイスします。 面接による相談で、ひとり30分間です。 女性相談員による電話相談での相談の後、必要に応じて予約をします。 相談時間：月曜日 午前10時～正午</p> <p>○ 電話による法律相談 専用ダイヤル 052-962-2528 DV被害者に弁護士が電話でアドバイスします。 相談時間：月曜日 午後2時～午後3時30分 第1・3・5月曜日は女性弁護士が対応します。</p>

ウィルあいち 問合せ先

〒461-0016 愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地

TEL：052-962-2511（代表） FAX：052-962-2567

（愛知県ホームページより）

東郷町男女共同参画情報誌 第3号2013年11月

皆様のご意見・ご感想をお聞かせください。

【編集・発行・問合せ先】

東郷町 生活部 くらし協働課

協働推進係・東郷町男女共同参画審議会

〒470-0198

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

TEL 0561-38-3111（代）

FAX 0561-38-7933

ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp>

◆編集後記◆

審議会委員さんの活発なご意見をいただき「イーストピア」として生まれ変わった情報誌を発行することができました。

今後も男女共同参画が皆さんにとってより身近な社会となりますよう、皆さんからも情報誌のアイデアをお待ちしております。

(M)